注意事項（滞在先での投票）

　選挙期間中も出張等で滞在先にいるため、投票日又は期日前に投票することが出来ない場合は、滞在先で投票することができます。

　手順は次のとおりですので、ご確認ください。

１　「01\_請求書兼宣誓書（滞在地用）」を印刷し、「02\_記入例」を参考に必要事項を記入してください。

２　下関市選挙管理委員会長に対し、記入した「請求書兼宣誓書」を直接（使者）又は郵便等をもって投票用紙等を請求してください。メール及びFAXでは受け付けません。

３　請求後、下関市選挙管理委員会委員長は、審査の上、封印した投票用紙等を郵便等にて交付します。

４　封印した投票用紙等を受け取った後、滞在先の選挙管理委員会の不在者投票所に持参し、担当者の点検を受けた後、事前開封等の不備がなければ投票することができます。滞在先の選挙管理委員会に持参するまでの間、封印した投票用紙等は、絶対に開封しないでください。**開封した場合は、投票ができません。**

※　備　考

・　滞在先での不在者投票は、投票用紙の送致等に時間を要すため、早めの手続きをお願いします。

・　公示日前でも請求はできますが、交付については公示日以降となります。

・　滞在先で投票をしなかった場合は、速やかに投票用紙等を下関市選挙管理委員会に返還してください。